

# 権力者の自己言及

蟻川恒正

統治機構についての憲法の定めは、一般に、統治諸部門それぞれの役割・権限を指定し、そのことを通じて、統治機構相互の関係を規律する。多くの人にとって、その定めは、学校教育その他の必要から接近する客観的知識にとどまるが、これらの定めに従って行動することを自らの職業上直接に要請される一群の人々がいる。統治機構を構成する公権力担当者（以下「権力者」と略記する）である。憲法の定めは概して薄く、解釈を要するから、自らが属する統治部門について権力者が憲法原理の想定する当該部門の役割・権限とずれた理解をしていることも少なくない。かくして、自らが属する統治部門の役割・権限についての権力者の自己言及は、憲法が本来想定する当該統治部門の役割・権限を変容させ、（当該部門に関する憲法原理の安定性・当該権力者に対する政治的支持の強弱・メディアの報道姿勢等の諸要因の如何によっては、）新たな憲法原理を生成する作用の社会事実上の源泉ともなる。

権力者の自己言及は、目を凝らせば、そこそこ検出される。

法案の痛点を刺激した野党議員の質問中にされた「早く質問しろよ」という首相席からの野次は、大臣席に座る者が、内閣提出法案の審議を国会に求める立場にあるという初歩的な国会内閣関係を理解していないことの首相による自己言及である。この種の首相の自己言及は、内閣関係者による国会軽視の諸姿勢を芋蔓式に引き出す。それらが質量ともに十分な批判に掣肘されることなく繰り返される先に、重要法案の審議を求める担当大臣が法案の強行採決の可能性を暗に受け入れるかのような発言をする倒錯や、首相を「侮辱」したとの理由で私人の証人喚問を決定するという議院の国政調査権の濫用ともいうべき運用が、政治

的・日常的風景となる。

何かにつけて「行政府の長」であることを強調する首相の言葉も、（行政各部の職務遂行過程に存する最低限の専門的自律性をさえおびやかして各省庁の幹部行政官人事を官邸優位に一元化する可能性を開いた内閣人事局の創設を背景に読めば、）幹部行政官とその候補者にとっては、内閣と行政各部の関係に関する首相のこれ以上なく能弁な自己言及である。

権力者の自己言及は、関係する統治諸部門の行動を嚮導して、しばしば自己成就的予言となる。首相の自己言及が憲法原理の想定する国会内閣関係や行政府内部の関係を攪乱し、統治機構を構成する各種公権力担当者の役割意識に影響を及ぼすとすれば、その影響を認知し、測定し、評価し、その評価を踏まえて憲法原理を再定位することは、憲法学の主題である。今日の日本において、権力者の自己言及が憲法学の主題であることの例証は、現首相の文字通り法外な自己言及に限らない。「象徴としての務め」に関する2016年8月8日の現天皇の表明もまた、権力者の自己言及の見地から考察すべき逸すべからざる実例である。

事柄は、憲法解釈にかかわる。

公権力担当者（天皇が「国政に関する権能を有しない」ことは当然である）が自己の憲法上の地位に付与された役割・権限をどのようなものとして理解するかは、当該担当者が憲法を如何に解釈するかの問題である。権力者の自己言及は、最狭義には、憲法解釈問題である。公権力担当者の有する権力には、憲法解釈権力というべき権力が含まれる。それぞれの公権力担当者の憲法解釈権力が如何に制限されているかは、権力の制限を目的とする立憲主義の実は最底辺のメルクマールである。

（ありかわ・つねまさ 日本大学教授）